

<サービス及び利用料(1日当たり)>

【介護保険基本料金等内訳】 * 1ヵ月は30日計算です。(31日の場合は31日となります)
(金額単位:円)

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 ご契約者の要介護度別サービス利用料金	7,550	7,590	7,950	8,180	8,350	8,520
2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	120					
3 サービス利用料金計	7,670	7,710	8,070	8,300	8,470	8,640
4 うち、介護保険から給付される金額(3×90%)	6,903	6,939	7,263	7,470	7,623	7,776
5 サービス利用に係る自己負担額(3-4)	767	771	807	830	847	864
6 月額サービス利用料	23,010	23,130	24,210	24,900	25,410	25,920
7 食材料費1日900円月額	27,000					
8 家賃・光熱水費(月額)	30,000					
30日合計6+7+8	80,010	80,130	81,210	81,900	82,410	82,920
※下記の加算説明のある内容が該当する場合には6の月額サービス利用額にその加算を足した合計額に4.5%を加算した額となります。						
※自己負担2割の方、又は3割の方は、6の月額サービス利用料を2倍し7、8を足した金額となります。ただし、下記の加算説明にある内容が該当する場合には6の月額サービス利用額にその加算を足した合計額に4.5%を加算した額となります。						

【加算の説明】

(3) 初期加算

入居の日から30日以内の期間については、上記の他に初期加算として1日につき30円の自己負担が加算されます。ただし、「自立度判定基準」で、ランクⅠ及びⅡの方は3カ月以内、ランクⅢ、Ⅳ、Ⅴの方は1カ月以内に再入居された時には、初期加算はかかりません。医療機関に1か月以上入院した後、退院して再入居者する場合も初期加算の算定。

(6) 入院時費用 246単位/日 (新設)

3か月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ態勢を整えている場合には、1月に6日を限度として一定の単位の基本報酬の算定を認めることとする。

(7) 医療連携体制加算 39単位/日 (看護師の配置のより算定可能)

認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、常勤看護師を1名以上確保している事
看護師と24時間連絡できる体制を確保している事

「看取りに関する指針(重度化した場合における対応に係る指針)」を定め、利用者又はその家族に内容を説明し、同意をえている事。

(8) 栄養スクリーニング加算 5単位/日 ※6月に1回を限度とする。(新設)

管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、計画作成担当者に栄養状態に係る情報を文章で共有した場合の評価を創設する。

サービス利用者に対し、利用開始及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報を(医師・管理栄養士等への相談提言を含む)を計画作成担当者に文章で共有した場合に算定する。

(9) 口腔衛生管理体制加算 30単位/月 (新設)

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科栄養士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

(10) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

介護報酬総単位数にサービス別加算率4.5%が加算されます。

以上